

社会福祉法人めぐみ会の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人めぐみ会の評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員、第三者委員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 理事長の職にある者には、次により報酬を支給する

(1) 理事長 月額30,000円

(2) 理事長の職にある者の報酬の支給は、毎月21日とする。

2 役員等に対しては、評議員会、理事会、業務監査(社会福祉法人めぐみ会定款第18条に基づく監事による監査)、評議員選任・解任委員会、苦情解決連絡会議等(第三者委員)に出席した場合には、1回につき8,000円の日額報酬を支給する。但し、事務局員(職員)には支給しない。

3 役員等の報酬額に対して、各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する。

(1) 評議員には、定款第8条で定める金額220,000円の範囲内で支給する。

(2) 理事 1,000,000円

(3) 監事 300,000円

(4) 評議員選任・解任委員 50,000円

(5) 第三者委員 100,000円

(費用弁償)

第3条 役員等に対しては、評議員会、理事会、業務監査(社会福祉法人めぐみ会定款第18条に基づく監事による監査)、評議員選任・解任委員会、苦情解決連絡会議等(第三者委員)に出席した場合には、1回につき2,000円の交通費を支給する。但し、事務局員(職員)には支給しない。

2 役員等が職務のため、市の区域外に旅行した時は、その費用弁償として、社会福祉法人めぐみ会旅費規程による職員の旅費額に相当する旅費を支給する。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2. この規程施行に伴い、社会福祉法人めぐみ会役員(理事・監事)の報酬及び費用弁償等に関する規程(平成13年10月10日施行)は廃止する。

附 則

この規程は、令和3年6月18日から施行する。

理事、監事及び評議員等に対する報酬支給基準

[報酬の区分]

「理事長」

◎月額報酬

「役員等」※

◎日額報酬

[報酬の金額の算定方法]

「理事長」

◎施設長の給与月額を基本に1日当たりの額を算出するとともに、理事長の1か月平均来園数を勘案して算出

「役員等」

◎北見市の各専門委員の日額報酬及び北見地域介護認定審査会委員の日額報酬を勘案して算出

[支給の方法]

「理事長」

◎支給の時期 毎月21日

◎支給の手段 振込み

「役員等」

◎支給の時期 各会議の出席

◎支給の手段 現金支給

[支給の形態]

「理事長」並びに「役員等」

◎現金

※「役員等」とは、

◎社会福祉法人めぐみ会の評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員、第三者委員をいう。